



にいがた西、  
人も夕日も、うつくし区



西区役所だより 毎月第1・3日曜日発行

令和3年(2021年)4月18日

第337号

編集・発行 新潟市 西区役所 地域課

〒950-2097 西区寺尾東3丁目14番41号

☎025-268-1000(代表) FAX 025-269-1650

ホームページ <http://www.city.niigata.lg.jp/nishi/>

西区 人口:155,546人(-402) 男:74,726人(-268) 女:80,820人(-134) 世帯数:69,302世帯(-22) ※令和3年3月末現在(カッコ内は前月比、住民基本台帳による) 面積94.00km<sup>2</sup>

## ルールを守ろう交通安全

問い合わせ 西区 総務課 安心安全係(☎025-264-7120)

4月は新生活で慣れない道を通勤・通学する人が増える時期です。今一度交通ルールを確認し、事故に遭わないように気を付けましょう。

### 横断歩道のルールを守りましょう

#### 歩行者編

横断歩道を渡る・信号を守る・安全確認をする

昨年新潟県内では、交通事故で亡くなった歩行者23人のうち19人が**道路横断中**でした。横断歩道を渡ることはもちろん、ルールを守って交通事故に遭わないようにしましょう。

薄暗いときは自分の存在を周囲に知らせる

日没時刻1時間前から周囲の視界が徐々に悪くなり、一日の中で午後5時台～7時台に死亡事故が最も多く発生しています。また、**自動車と歩行者の事故は昼間時間帯と比べ薄暮時間帯に約4倍多く発生**しています。歩行者は自分の身を守るために以下の点を心掛けましょう。

- ・明るい目立つ色の衣服を着用する
- ・靴、衣服、かばん、つえなどに反射材・ライトをつける



#### ドライバー編

横断歩道ではいつでも止まれる心構えを

**横断歩道は歩行者の道路**です。歩行者が、信号のない横断歩道を横断しているときや横断をしようとしているときは、必ず一時停止をしましょう。

横断歩道付近の運転ルールは大丈夫ですか？

- ・横断歩道とその手前30m以内の場所では、ほかの車の追い越し・追い抜きをしてはいけません
- ・横断歩道の前5m以内の場所に駐車・停車をしてはいけません



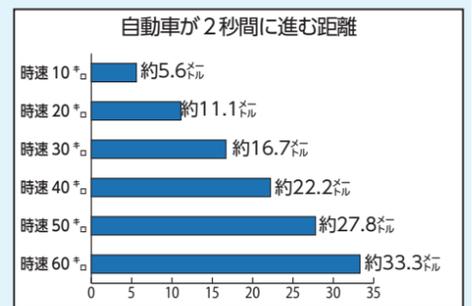
### 危険です！運転中の「ながらスマホ」

近年、運転中にスマートフォンなどの画面を注視していたことに起因する事故が増加傾向にあります。スマートフォンや携帯電話、カーナビゲーションなどは、必ず安全な場所に停車してから使用しましょう。



目を離しての運転がどれだけ進むかを知ろう

運転者が画像を見ることにより危険を感じる時間は運転環境により異なりますが、2秒以上見ると運転者は危険を感じます。**時速60km/hで走行した場合、2秒間で約33.3m進みます。**



その間に歩行者が道路を横断したり、前の車が渋滞などで停止していたら事故を起こしてしまう可能性があります。

自転車も「ながらスマホ」は禁止！

自転車の「ながらスマホ」は交通事故の被害者になるだけでなく、加害者として相手方の歩行者が亡くなる事故も発生しています。

また、両耳にイヤホンを着けて運転することは道路交通違反になり、非常に危険です。絶対にやめましょう。



### 交通安全教室を開催しませんか

地域の茶の間や老人クラブなどの集まりに出向いて、交通安全教室を実施しています。開催したいときは、開催希望日のおおむね1カ月前までにご相談ください。

**日時** 月曜～金曜午前10時～午後3時のうち1時間程度

**対象** 10人以上の団体

**内容** 交通安全DVD・講話、リラックス体操、特殊詐欺の防犯講話、ほか

**申し込み** 電話で問い合わせ先

## 心の握手でつながるプロジェクト モデル事業を募集します

### こんな事例を募集しています

オンライン会議ツールを活用

- 学生グループが、地域住民を対象とした多世代交流事業を実施
- 介護事業者が、地域住民を対象とした健康体操教室や認知症予防講座を実施
- 市民グループが生きづらさを抱えた人を支援するため、声かけの事業を実施



SNSを活用

- 自治会・町内会が、住民の見守り活動や安否確認を実施
- 学校が地域住民と交流を図るために、SNSの使い方講座を実施

上記のほか、オンライン会議ツールやSNS等を活用した地域活動

問い合わせ 西区 健康福祉課 地域福祉係(☎025-264-7315)

新型コロナウイルスの影響で地域活動や外出を自粛し、人とのつながりが希薄にならないために、オンラインで人とつながるモデル事業を募集します。

### 事業費・応募方法

**事業費** 1件あたり上限10万円(税込み。委託料として支払います)

**応募資格** 西区民を対象とした事業を行う、市内に主たる活動拠点を有する団体・グループ・学校・事業者等(法人格は問わない)

**応募期間** 5月17日(月)～6月16日(水)必着

**提出書類** 事業提案書・収支予算書・応募団体等構成員名簿・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(記入様式はホームページ(右の二次元コード)からダウンロード)、市税の未納がないことを証明する書類(課税団体のみ)、団体の実績を示す書類など(任意)



**審査** 書類審査(必要に応じて聞き取り)を行い、7月下旬、採択・不採択事業を通知

**提出先** 下記に郵送または持参  
〒950-2097 西区寺尾東3丁目14番41号  
西区役所健康福祉課 地域福祉係

○今号掲載の情報は4月12日時点のものです。状況により催し等を中止する場合があります。

○催しの開催状況はそれぞれの問い合わせ先までご確認ください。

○催しに参加する場合は、マスクの着用などの「新しい生活様式」の実践をお願いします。

★申し込みが必要で、申込方法が書かれていないものは、電話でお申し込みください ★郵便物は「〒950-2097 西区役所〇〇課」で届きます(郵便番号は区役所専用です)